

備一第238号
平成21年3月17日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察警備犯罪捜査室の設置に関する要綱の制定について（通達）

複雑・多様化する警備事象に的確に対応し事件検挙の徹底を図るため、これまで「岐阜県警察警備犯罪捜査室の設置に関する要綱」（平成17年3月25日付け備一第243号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、外国又は外国人に係る警備犯罪の取締りに関する事務を、岐阜県警察警備犯罪捜査室から岐阜県警察国際テロリズム対策室に移管することに伴い、別添のとおり、新たに「岐阜県警察警備犯罪捜査室の設置に関する要綱」を定め、平成21年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

岐阜県警察警備犯罪捜査室の設置に関する要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察警備犯罪捜査室（以下「警備犯罪捜査室」という。）の設置について必要な事項を定めるとともに、捜査体制を整備して、警備犯罪捜査を一層強化し、県民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

第2 設置

- 1 岐阜県警察本部警備部警備第一課（以下「警備第一課」という。）に警備犯罪捜査室を設置する。
- 2 室長には警備第一課調査官を充て、室員は警備第一課の事件を担当する職員により組織する。

第3 任務

- 1 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種社会運動に伴う犯罪（以下「警備犯罪」という。）の取締りに関すること。ただし、外国又は外国人に係る警備犯罪の取締りに関することを除く。
- 2 警備犯罪捜査に関する調整、指導及び教養に関すること。
- 3 関係機関との連携に関すること。

附 則（平成21年3月17日付け備一第238号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。